

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(案)」に対する意見提出手続き(パブリックコメント)の結果と御意見等に対する宮城県の考え方

宮城県では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(案)」について、平成23年12月6日から平成23年12月21日までの間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集いたしました。

この結果、7人の方から合計24件の貴重な御意見・御提言をいただきました。いただいた御意見等につきましては、この基本計画策定の参考にさせていただきます。御協力ありがとうございました。いただいた御意見等に対する宮城県の考え方については、以下のとおりです。

意見NO	関連箇所	御意見等の要旨	宮城県の考え方
1	全般	県民に対し「あるべき姿」を要求することは自治体による思想統制であり削除すべきである。	本計画は、県民の共通の願いである安心して暮らせる環境の実現のために、行政機関や警察だけではなく、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を共有することによって、地域が連帯して、支え合いながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくための計画です。御理解を賜りますようお願いいたします。
2		犯罪者を生み出さないための施策も必要ではないか。	基本方針として、安全・安心まちづくりに関する自主的活動を県内にくまなく広げ、県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組むことによって、犯罪者を生み出さない社会を実現していくこととしております。
3		日本の治安は世界最高水準にあるのが実態であり、体感治安の悪化は、営利を目的としたマスコミの報道によるものである。また、大多数の青少年は真面目な生活を送っており、一部の問題を起こした青少年を基準として、先入観を持って青少年と接するのは、信頼関係が築けないのではないか。むしろ、優秀な青少年を社会全体で賞賛する風潮をつくっていくべきではないか。	非行少年等の検挙・補導数は全国同様に本県も減少傾向が続いておりますが、刑法犯の検挙人員の総数に占める少年の割合は27.7%に上り、人口比で成年の5倍もの高い割合であるほか、全国調査によると少年院出所者の約4割が再犯を犯しているという結果もあることから、関係機関・団体と連携して、非行防止や有害環境浄化等の取組を一層推進していく必要があると考えております。なお、青少年健全育成施策の一環として、善行青少年や少年の主張発表者の表彰など、青少年を賞賛し、社会に周知する取組を行っております。
4		マスコミによる体感治安の悪化や凶悪事件を強調する報道により、従来の寛容と共生の社会が衰退し、監視社会へと進んでいるように感じる。	今後の犯罪のない安全・安心まちづくりの推進における参考にさせていただきます。
5		男女共同参画のための計画なのに、青少年や子どもの安全対策について述べており、青少年健全育成と混同しているのではないか。	この計画は、男女共同参画のための計画ではなく、犯罪がなく安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための計画です。特に、次代を担う子ども達が犯罪に巻き込まれることのない安全な地域社会の実現を目指しております。なお、「男女共同参画」、「青少年健全育成」については、別にそれぞれ計画を策定し、着実に施策を推進しています。
6	犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	ボランティアや県民運動への参加を強制することは、憲法に抵触する。	本計画は、県民が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を促進するための計画です。
7		薬物対策のために、薬物がもたらす快楽は回数を重ねる毎に質も時間も少なくなっていく。最後はどんなに薬を使っても快楽は得られず、薬が切れた時の苦しみだけが残ることについて、教育するのはどうか。	県としましても、小中学校・高校等の若年層の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室育成講師により教育された薬物乱用防止指導員等が、小中学校・高校での「薬物乱用防止教室」の開催を通じて啓発活動を推進しているところです。御意見につきましては、今後の薬物乱用防止対策の推進のために参考とさせていただきます。
8	犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応	被害者にも犯罪者にもならないように人を育てる社会の実現についても議論して欲しい。	子どもに対する安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力の育成等を実施していくこととしているほか、自然に触れ合い、生きものの命の大切さなどを学ぶことで他人を思いやることができる健全な人格形成を進める教育を推進することとしております。
9		善意による子どもに対する注意などの行為についても、一律に犯罪を犯すことを目的とした声かけとみなされることになるような教育に反対する。	本計画においては、あいさつ運動をはじめとして地域が連帯して子どもを見守ることにより、犯罪被害から子どもを守ることとしております。
10		子どもに対し、他人に犯罪行為をしない＝他人の人権を守るという思想を持たせるためには、「自分の物は自分の物、他人の物は他人の物」という思想を持たせることがよいのではないか。	本計画は、子どもを犯罪被害から守るための施策を体系化して示しているものです。なお、青少年の健全育成に関しては、青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成に関する基本計画を別に策定し、各種施策を進めております。
11		子どもたちに放課後子ども教室で過ごすことを強制すべきではない。	放課後子ども教室は、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る目的で設置されているものであり、参加が強制されているものではありません。
12		インターネット＝悪者と誤解される表現は避けるべきである。例えば「情報化社会の発展は日本に数々の恩恵を齎しましたが、それに伴って、犯罪者が子どもへ接触する機会も増大させています」とするべきではないか。	インターネット自体は、私達の生活を便利にする大変優れた技術ですので、いただいた御意見を「(3) 方向性 ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応」に盛り込みました。
13		インターネットには危険な側面ばかりではなく、優れたコミュニケーションツールという面もあることから、トラブルへの対処法など適切な利用についての教育を推進するとともに、保護者から子ども達のインターネット利用について積極的に関わっていくことが必要である。	インターネットや携帯電話等を適切に利用するための情報モラル教育を通じ、インターネットの利用を契機に犯罪やトラブルに巻き込まれないための教育を推進するとともに、子どものインターネットの利用実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを通じ、子どもが置かれている情報化社会についての大人の理解を進めることとしております。
14		主婦層や中高年齢層はインターネットの理解が不足しており、子供に対して適切な助言を行い、問題を解決することは難しい状況にある。したがって、中高年齢層や主婦層を対象にした「子どもを見守る」ために必要な技術や知識を習得するためのIT教育を実施することが必要である。	子どものインターネットの利用実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを行い、子どもが置かれている情報化社会の現状について大人の理解を進めることとしております。
15		フィルタリングは、事実上の検閲に当たるため、あくまで保護者の意思により利用するかどうかを選択させるべきであり、行政による強制にはならない。	フィルタリングの推進に当たっては、保護者や携帯電話関連府業者に対するフィルタリングの必要性についての普及啓発を中心に実施していくこととしております。
16		因果関係は証明されていないが、フィルタリングが青少年の非行を増やしているようにも取れるデータがあり、フィルタリングが青少年の健全育成に役立つとは言い難く、青少年の基本的な人権の侵害にしかかならない可能性が高いのではないか。仮にフィルタリングを実施するにしても、その決定については行政ではなく、家庭とするべきである。	フィルタリングの推進に当たっては、保護者や携帯電話関連事業者に対するフィルタリングの必要性についての普及啓発を中心に実施していくこととしております。
17		行政はフィルタリングについての教育や家庭に対する普及啓発を推進するべきであり、フィルタリングを強制するようなことはすべきではない。また、「有害環境の浄化」として特定のインターネットサイトを規制したりするような行為は検閲に当たり、憲法違反である。	フィルタリングの推進に当たっては、保護者や携帯電話関連事業者に対するフィルタリングの必要性についての普及啓発を中心に実施していくこととしております。なお、御意見につきましては、青少年の健全育成の観点から、今後の県政運営の参考にさせていただきます。
18	インターネットカフェや漫画喫茶のフィルタリング義務化について反対する。また、身分証明書を提示する事で利用者が「青少年」に該当しないと証明出来た場合、利用プースのフィルタリング設定を解除するように努める事を規定することを要望する。	宮城県では青少年健全育成条例により、インターネットカフェ等の事業者に対し、自主的な努力義務として、青少年にインターネットを利用させる場合には、フィルタリングソフトにより有害情報を閲覧させ、又は視聴させないための措置を講ずることを求めています。なお、御意見につきましては、青少年の健全育成の担当部局とも共有し、今後の県政運営の参考にさせていただきます。	
19	ウイルス作成罪が制定されたことにより、単純ミスが原因で子どもが加害者として検挙されることが想定されるため、子どもがミスをしていないかどうか教育機関等が確認する体制を構築することが必要である。	インターネットや携帯電話等を適切に利用するための情報モラル教育を通じ、インターネットの利用を契機に犯罪やトラブルに巻き込まれないための教育を推進することとしております。なお、ウイルス作成罪は悪意をもって作成や送信等を行った者を取締りの対象としており、誤った操作を対象にしているものではありません。	
20	子どもがプログラムのミスなどにより、検挙されないよう、確認画面の設置などを掲示板事業者に求めていく必要がある。	今後の犯罪のない安全・安心まちづくりの推進における参考にさせていただきます。	
21	表現の自由は基本的人権として憲法で保障されていることから、漫画・アニメ・ゲーム・イラスト・小説といった創作物に対する表現規制・弾圧行為の一切を止めていただきたい。	本計画においては、創作物についての表現規制等については定めておりません。また、青少年の健全な育成を阻害すると認められる図書類については、青少年健全育成条例に基づき、青少年への販売や閲覧等は制限しておりますが、他への販売等を禁止するものではなく、表現の規制等も行わずのではありません。	
22	女性の安全対策の推進	男女問わず犯罪被害から守るのは当然のことであり、女性だけを取り上げる理由が分からない。	本計画は、女性に限らず全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちの実現を目標としております。また、本計画は「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき策定されることとなっており、条例では、基本理念として、特に子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守ることを基本として安全・安心まちづくりを推進することが定められております。条例の理念を踏まえ、これまでも女性の安全対策を進めてきたところですが、女性が犯罪被害にあう割合が全国平均を上回っている状況が続いている状況を踏まえ、新たに「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」として個別の推進項目をつくり、女性の安全対策を充実していくこととしました。
23		性犯罪被害者の二次被害を防止するには、未婚の性行為、配偶者以外との性行為、性的な振る舞いをするを「恥ずべきこと・卑しきこと」とする思想を一掃すべきである。	犯罪被害にあった女性が相談しやすい環境を作るために、性犯罪を始めとした犯罪被害に対する理解を深めるための啓発活動を推進し、相談しやすい社会の雰囲気づくりを推進することとしております。
24	高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進	振り込め詐欺をはじめとした高齢者を標的とした犯罪被害を防止するため、情報発信、相談窓口の強化を図ることとしております。	